

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関の指定 (保険課)
- 保険薬剤師の登録 ( )
- 鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額の一部改正 (労政能力開発課)
- 土地改良区の役員の退任 (農村整備課)
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定 ( )
- 土地改良事業計画の変更の認可 ( )
- 県営土地改良事業の工事の完了 ( )
- 保安林の指定の解除予定 (森林保全課)
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求め  
るための発起人の届出 (水産課)
- 基本測量の終了 (管理課)
- 都市計画の変更予定 (四件) (都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了 ( )
- 遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)
- ◇ 公 告 平成十年度前期技能検定の実施 (労政能力開発課)
- 平成十年度全期技能検定の実施 ( )
- 二級建築士試験等の実施 (建築課)

## 告 示

### 鳥取県告示第百二十八号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
平田歯科医院	西伯郡淀江町大字八九〇	平成十年二月七日
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八一二	平成十年三月一日
弓場医院	米子市旗ヶ崎二丁目二二一〇	〃
医療法人社団梶谷医院	米子市大崎三〇三五	〃
森広眼科	倉吉市上井町一丁目一五六一四	〃
大山リハビリテーション病院	西伯郡岸本町大原九二七一	〃
秋山歯科医院	米子市道笑町二丁目三三三三	〃

### 鳥取県告示第百二十九号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第九条の規定により次のとおり告示する。

平成十年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
著 本 栄 子	鳥葉一〇六五	平成十年二月十六日

鳥取県告示第百三十号

平成四年二月鳥取県告示第百九十三号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正し、平成十年四月一日から施行する。

平成十年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の3の表を次のように改める。

検 定 職 種	手 数 料 の 額
園 芸 装 飾	一万円
造 園	九千七百元
鑄 造	一万円
金 属 熱 処 理	一万円
機 械 加 工	八千九百元
金 属 プ レ ス 加 工	八千九百元
鉄 工	八千九百元
工 場 板 金	一万円
機 械 検 査	七千五百円
電 子 機 器 組 立	七千五百円
プ リ ン ト 配 線 板 製 造	一万円
時 計 組 立	一万円
内 燃 機 組 立	七千五百円
婦 人 子 供 服 製 造	七千五百円

紳 士 服 製 造	八千九百元
和 裁	六千七百元
家 具 製 作	一万円
建 具 製 作	一万円
プ ラ ス チ ッ ク 製 成	一万円
水 産 練 り 製 品 製 造	八千九百元
建 築 大 工	九千七百元
と び	九千七百元
配 管	八千九百元
型 枠 施 工	一万円
鉄 筋 施 工	八千九百元
内 装 仕 上 げ 施 工	一万円
テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン	六千三百円
電 気 製 造	八千九百元
塗 装	八千九百元
舞 台 機 構 調 整	一万円
寫 真 展 示	一万円
商 品 装 飾 展 示	一万円

鳥取県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名住所

理事 太田 卓治

日野郡日南町下石見一一三八一

平成十年二月七日退任

鳥取県告示第百三十二号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）井原奥地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年三月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碓町が行う土地改良事業（ほ場整備事業平田ヶ平地区区画整備）に係る土地改良事業計画の変更を平成十年二月二十四日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成十年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称

県営ふるさと農道緊急整備事業西曲地区農道整備

工事完了年月日

平成九年八月二十日

鳥取県告示第百三十四号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により告示する。

平成十年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三条の規定により告示する。

平成十年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字来見野字芳原一三二七の八（次の図に示す部分に限る。）、一三二七の二四

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面は鳥取県水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十六号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同令第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第二項に規定する同意を求めるとともに、発起人になろうとする旨の届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同令第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場所	漁業者調書の縦覧
鳥取市賀露町一七五七一〇八五 網師野 繁雄 鳥取市賀露町一四四一 岩本 直行 鳥取市賀露町一五三八一六〇 広岩 栄一	賀露 加入区	漁業災害補償法 第百四十二条第二号 に掲げる漁業	賀露漁業 協同組合	平成十年三月三日 から同月十七日ま で

鳥取県告示第百三十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 二 作業地域 岩美郡国府町、八頭郡船岡町、西伯郡西伯町、岸本町、淀江町、大山町及び中山町並びに日野郡日南町及び江府町
- 三 終了年月日 平成十年二月二十日

鳥取県告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成十年三月三日から同月十七日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一一六）及び国府町役場（岩美郡国府町大字町屋三〇五一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年三月十七日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・五・三号堀越覚寺線、三・五・八号滝山桜谷線（変更前卯垣桜谷線）

二 都市計画を変更する土地の区域

- 1 三・五・三号堀越覚寺線
- 変更する部分

鳥取市松並町一丁目及び松並町二丁目

2 三・五・八号滝山桜谷線  
追加する部分

鳥取市卯垣字ギツトリ、滝山字坂ノ谷及び字山川向並びに卯垣五丁目  
変更する部分

鳥取市岩倉字尺山、字坂谷、字井後、字柏木及び字上樋掛並びに岩美郡国府町  
分上二丁目及び分上四丁目

削除する部分

鳥取市卯垣二丁目、卯垣四丁目並びに卯垣字上河田及び字下沢

**鳥取県告示第百三十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市  
計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定  
により告示する。

当該都市計画の案は、平成十年三月三日から同月十七日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳  
町一一六）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年三月十七日までに知事に意見書を提出  
することができる。

平成十年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画緑地 七号重箱緑地

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市秋里字埋立、丸山町、浜坂字三嶋向、字西中瀬、字東中瀬、字西藪ノ内、  
字穴井後、字四久保田、字塩井手、字中瀬東側及び字中瀬西側、江津字埋立及び字

昭和並びに浜坂二丁目

**鳥取県告示第百四十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市  
計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定  
により告示する。

当該都市計画の案は、平成十年三月三日から同月十七日まで倉吉市役所（倉吉市葵町  
七二二）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年三月十七日までに知事に意見書を提出  
することができる。

平成十年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・四・四号打吹停車場線

二 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

倉吉市明治町、研屋町、新町一丁目、東仲町、魚町、葵町及び仲ノ町

**鳥取県告示第百四十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市  
計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定  
により告示する。

当該都市計画の案は平成十年三月三日から同月十七日まで米子市役所（米子市加茂町  
一丁目一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年三月十七日までに知事に意見書を提出

することができる。

平成十年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

近隣商業地域

追加する部分

米子市大崎及び葭津の各一部

工業専用地域

削除する部分

米子市大崎及び葭津の各一部

鳥取県告示第四百四十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年十一月十四日 鳥取県指令都計三二二第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市河崎字芝西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市上福原一九一五―九  
石原 奈緒子

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成十年三月三日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

申請者	氏名	又	は	名称	住所
	法人にあってはその代表者の氏名			株式会社ニューギン	名古屋市中村区鳥森町三丁目56
遊技機の種類	遊技機の区分	型式	名称	製造業者名	検定番号
ばちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CRわくわく探	検隊2R	株式会社ニューギン	700432
					有効期間
					平成10年3月3日から3年間
申請者	氏名	又	は	名称	住所
	法人にあってはその代表者の氏名			株式会社三洋物産	名古屋市千種区今池三丁目9-21
				金沢 要求	

遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製 造 業 者 名	検 号	有 効 期 間
ばちこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CRガリ勉君S7	株式会社三洋物産	700404	平成10年3月3日から3年間
申請者	氏 名	又 は 名 称	住 所	岸 勇 夫	
	法人にあってはその代表者の氏名				
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業 者 名	検 号	有 効 期 間
ばちこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	レッツノおとぎ村S	丸ホソ工業株式会社	800008	平成10年3月3日から3年間
申請者	氏 名	又 は 名 称	住 所		
	法人にあってはその代表者の氏名				
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業 者 名	検 号	有 効 期 間
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	スーパージャックポット	株式会社尚球社	700432	平成10年3月3日から3年間

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成10年度前期の技能検定を次のとおり実施する。

平成10年3月3日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 検定を実施する職種及びその等級

ア 1級及び2級

園芸装飾、造園、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、めつき、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、婦人子供服製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、製版、印刷、プラスチック成形、石材施工、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、写真及びフラワー装飾

イ 3級

園芸装飾、造園、機械加工、電子機器組立て、和裁、とび及び内装仕上げ施工  
ウ 単一等級

路面標示施工、塗料調色及び産業洗浄

2 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成10年6月15日（月）から同年9月6日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日





鉄工	13,400円	表装	15,400円
建築板金	15,400円	塗装	13,400円
めつき	15,400円	広告美術仕上げ	15,400円
仕上げ	15,400円	写真	15,400円
電子機器組立て	15,400円	フラワー装飾	15,400円
3 級 (在校生を除く。)	10,000円	和裁	3 級 (在校生を除く。)
電気機器組立て	15,400円	3 級 (在校生に限る。)	6,700円
鉄道車両製造・整備	15,400円	路面標示施工	15,400円
建設機械整備	13,400円	塗料調色	13,400円
婦人子供服製造	11,200円	産業洗浄	15,400円
布はく縫製	15,400円	1 学科試験	3,000円
家具製作	15,400円	(2) 納付方法	
建具製作	15,400円	(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。	
製版	15,400円	(3) その他	
印刷	15,400円	受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。	
プラスチック成形	15,400円	6 合格者の発表等	
石材施工	15,400円	(1) 合格通知	
とび	1級、2級及び3級 (在校生を除く。)	実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成10年10月2日(金)に書面で通知する。	
3 級 (在校生に限る。)	9,700円	また、技能検定の合格者の氏名は、平成10年10月2日(金)の鳥取県公報で公示する。	
左官	13,400円	(2) 合格証書の交付	
タイル張り	13,400円	技能検定の合格者には、労働大臣名又は鳥取県知事名の合格証書を交付する。	
畳製作	15,400円		
防水施工	15,400円		
内装仕上げ施工	1級、2級及び3級 (在校生を除く。)		
3 級 (在校生に限る。)	15,400円		
熱絶縁施工	10,000円		
15,400円			
サッシ施工	15,400円		

<p>7 その他 技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政能力開発課（電話 0857-26-7222）又は鳥取県職業能力開発協会（電話 0857-22-3494）に問い合わせること。</p>	<p>げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装 2 検定の方法 技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。 3 試験の実施期日等 (1) 実技試験 ア 実施期日 平成10年4月1日（水）から平成11年3月31日（水）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日 イ 実施場所 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所 ウ 実技試験問題の公表 実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あて送付する。 (2) 学科試験 ア 実施期日 平成10年4月1日（水）から平成11年3月31日（水）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日 イ 実施場所 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所 4 受検申請の手続 (1) 提出書類 ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。） イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面 提出先 鳥取市富安二丁目159久本ビル5階 鳥取県職業能力開発協会 (3) 受付期間 随時受け付ける。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭</p>
<p>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成10年度全期の技能検定を次のとおり実施する。 平成10年3月3日 鳥取県知事 西 尾 邑 次 1 検定を実施する職種及びその等級 ア 3級 鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めつき、機械検査、電子機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形、水産練り製品製造、建築大工、とび、配管、型枠施工、鉄筋施工、内装仕上げ施工及び塗装 ただし、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限る。 イ 基礎1級及び基礎2級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上</p>	

和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会にて交付する。  
 なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、80円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書きすること。

5 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験

検定職種

検定職種	手数料
さく井	15,400円
鋳造	15,400円
鍛造	15,400円
機械加工	15,400円
金属プレス加工	13,400円
鉄工	13,400円
建築板金	15,400円
工場板金	15,400円
めつき	15,400円
アルミニウム陽極酸化処理	15,400円
仕上げ	15,400円
機械検査	11,200円
ダイカスト	13,400円
機械保全	15,400円
電子機器組立て	15,400円

電気機器組立て	15,400円
冷凍空気調和機器施工	14,500円
染色	14,500円
ニット製品製造	15,400円
婦人子供服製造	11,200円
紳士服製造	13,400円
帆布製品製造	15,400円
布はく縫製	15,400円
家具製作	15,400円
建具製作	15,400円
印刷	15,400円
製本	15,400円
プラスチック成形	15,400円
強化プラスチック成形	15,400円
石材施工	15,400円
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	14,500円
水産練り製品製造	15,400円
建築大工	13,400円
かわらぶき	15,400円
とび	14,500円
左官	13,400円
タイル張り	13,400円
配管	13,400円
型枠施工	15,400円
鉄筋施工	13,400円
コンクリート圧送施工	14,500円
防水施工	15,400円

<p>内装仕上げ施工 15,400円                  熱絶縁施工 15,400円                  サッシ施工 15,400円                  ウェルポイント施工 15,400円                  表装 15,400円                  塗装 13,400円                  工業包装 14,500円                  イ 学科試験 3,000円</p>	<p>と。                  建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成10年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。                  平成10年3月3日                  鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>
<p>(2) 納付方法                  (1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。                  (3) その他                  受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。</p>	<p>1 試験の日時                  (1) 二級建築士試験                  ア 学科の試験                  平成10年7月5日（日）午前10時から午後5時10分まで                  イ 設計製図の試験                  平成10年9月27日（日）午前11時30分から午後4時まで                  (2) 木造建築士試験                  ア 学科の試験                  平成10年7月26日（日）午前10時から午後5時10分まで                  イ 設計製図の試験                  平成10年10月11日（日）午前11時30分から午後4時まで</p>
<p>6 合格者の発表等                  (1) 合格通知                  実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。                  (2) 合格証書の交付                  技能検定の合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。</p>	<p>2 試験の会場                  (1) 二級建築士試験                  ア 学科の試験                  鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111                  イ 設計製図の試験                  鳥取県立鳥取東高等学校 鳥取市立川町五丁目210</p>
<p>7 その他                  この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。                  なお技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政能力開発課（電話 0857-26-7222）又は鳥取県職業能力開発協会（電話 0857-22-3494）に問い合わせること</p>	

<p>(2) 木造建築士試験 鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111</p> <p>3 試験の内容</p> <p>(1) 学科の試験</p> <p>ア 建築計画 (建築設備の概要を含む。)</p> <p>イ 建築構造 (構造計算及び建築材料を含む。)</p> <p>ウ 建築施工 (施工契約及び敷地測量を含む。)</p> <p>エ 建築法規 (建築基準法 (昭和25年法律第201号) 及び建築士法並びにこれらの関係法令)</p> <p>(2) 設計製図の試験 建築設計製図 (仕様書の作成を含む。)</p> <p>4 受検申込手続</p> <p>(1) 受付期間及び場所</p> <p>ア 平成10年4月13日 (月) から同月17日 (金) までの午前10時から午後4時まで 社団法人鳥取県建築士会 鳥取市東町一丁目271</p> <p>イ 平成10年4月13日 (月) 又は14日 (火) の午前10時から午後4時まで 鳥取県西部総合事務所 (第12会議室) 米子市鞆町一丁目160</p> <p>(2) 申込方法 次の書類を持参すること。</p> <p>ア 受験申込書</p> <p>イ 実務の経験を記載した書類</p> <p>ウ 申請前6か月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦5.5センチメートル、横4センチメートルのもの</p> <p>エ 建築士法第15条第1号又は第2号に該当する者については、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書 (その証明書を得不行な正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)</p> <p>オ 建築士法第15条第1号に該当する者のうち実務の経験を必要とする者又は同条第2号若しくは第4号に該当する者については、実務の経験を証する使用者の証</p>	<p>明書 (その証明書を得不行な正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)</p> <p>カ 建築士法第15条第3号に該当する者については、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類</p> <p>(3) 受験手数料 受験手数料は13,300円とし、所定の方法により納付すること。</p> <p>5 合格者の発表 平成10年12月10日 (木) 頃合格者に通知する。なお、学科の試験の合格者には平成10年9月11日 (金) 頃通知する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 受験申込書の用紙は、次の場所です平成10年4月6日 (月) から配布する。 鳥取県鳥取土木事務所建築住宅課 鳥取市東町一丁目271 鳥取県倉吉土木事務所建築住宅課 倉吉市東蔵城町2 鳥取県米子土木事務所建築住宅課 米子市鞆町一丁目160</p> <p>(2) 設計製図の試験の課題は、平成10年6月24日 (水) 頃から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場に掲示する。</p> <p>(3) 問い合わせ先 鳥取県土木部建築課建築指導係 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7398</p>
---	--